

鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。最終改定平成29年3月14日。以下「国の基本方針」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定。最終改定令和7年4月1日。以下「機構ポリシー」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン（令和2年4月30日理事長裁定。最終改定令和7年4月1日。以下「機構ガイドライン」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあると認識し、本校におけるすべての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、事案対処をいう。以下、同じ。）のための対策に関する基本的な方針として「鈴鹿工業高等専門学校いじめ防止等基本計画」（以下「本計画」という。）を定める。

（いじめの定義）

- 第1 本計画において「いじめ」とは、本校の学生に対して、本校に在籍している等、当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断を行う。

（いじめの禁止）

- 第2 学生は、いじめを行ってはならない。また本校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気醸成するよう努める。

（基本的姿勢）

- 第3 いじめは、どの学生にも、どのような状況でも起こりうることを踏まえ、いじめ防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。特に、寮生活におけるいじめは、教職員の目が届きにくいことを理解し、寮生活においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めること並びにいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを旨として行う。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、機構、本校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

4 本校の教職員は平素より、いじめ防止等の対策が学生の尊厳を保持しその教育を受ける権利の保障のために欠くことができない教授等と等しく重要な任務であるとの認識の下に、いじめを把握した場合の対処方法等について理解を深めるとともに、本校として組織的な対応を行う。

(本校及び教職員の責務)

第4 本校及び本校の教職員は、法、国の基本方針、機構ポリシー及び機構ガイドラインに定めるところにより、学生の独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項第2条に定める者（以下「保護者等」という。）その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、学生がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 本校の全ての教職員は、本計画を通じてこれらの内容を十分に把握し、その正しい理解の下に適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。

3 校長は、自らが学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期して、その職務を遂行しなければならない。

4 本校の教職員は、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有し、学生が行ういじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことがあってはならない。

5 本校の教職員が、いじめの疑いのある行為を知り得た時には、集団守秘の考えのもと、必要な範囲で情報を共有し、本校はこれらの情報をもとに組織的に判断していじめを認知する。

(いじめ防止等対策委員会の設置)

第5 法第22条及び機構ポリシー第8に基づき、複数の教職員、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

2 「いじめ防止等対策委員会」は、必要に応じて学生委員会、学生支援室などの学内組織と情報を共有し、組織的に対応する。

(資質向上のための研修の実施)

第6 資質向上のため、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修及び学生指導上の諸問題等に関する研修を行う。

【いじめの未然防止】

(人権意識や対人交流能力の育成)

第7 本校の教育活動全体を通じた人権教育の充実、読書活動や体験活動などの推進により、学生の社会性を育むとともに、幅広い社会体験や生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する対人交流能力を養う。

2 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、学生が円滑に他者とコ

コミュニケーションを図る能力を育てる。

3 インターネット等によるいじめが、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有するため学生が行動に移しやすい一方、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を行う。

(自己有用感や自己肯定感の育成)

第8 本校の教育活動全体を通じ、学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての学生に提供し、学生の自己有用感を高めるよう努める。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

(家庭や地域住民、関係機関との連携)

第9 本計画について学生の保護者等や地域の理解を得ることで、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広める。また、保護者懇談会などを通じて家庭との緊密な連携協力関係を構築するとともに、本校と教育後援会や地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進する。

(いじめ防止プログラムの策定)

第10 いじめを未然に防止するため、本校におけるいじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に示す「いじめ防止プログラム」を策定し、これを遅滞なく実施する。

【いじめの早期発見】

(教職員による観察)

第11 教職員は、いじめの早期発見に努めるため、学生の日常生活における変化や危険信号を見逃さないよう、常に学生を見守るとともに、教職員相互が積極的に学生の情報交換を行い、情報を共有する。

(定期的ないじめ調査や教育相談の実施)

第12 いじめを早期に発見するため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、学生がいじめを訴えやすい体制を整える。

(いじめに係る相談体制)

第13 法第16条に基づき整備する「学生及びその保護者等並びに教職員がいじめに係る相談ができる体制」は、本校においては、臨床心理士、カウンセラーなど様々な専門性を持つ外部人材(非常勤職員)を相談員としている学生支援室の組織をもって充てる。

2 本校以外の相談窓口についても学生へ適切に周知する。

【いじめ事案への対処】

(いじめの発見や通報を受けたときの対応)

第14 いじめを発見し、又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止等対策委員会と直ちに情報を共有し、いじめ防止等対策委員会は、速やかに関係学生から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

2 すでに本校に籍を置かない者又はその保護者等から、本校に在籍中にいじめを受けていた旨の申告があった場合、前項に準じて、対応しなければならない。

(継続的な支援及び助言)

第15 第14に基づくいじめの事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめ防止等対策委員会の指示に基づき、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた学生又はその保護者等に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導又はその保護者等に対する助言を継続的に行う。

2 いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援や助言を行う。

(いじめを受けた学生への支援)

第16 いじめを受けた学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った学生を別室において指導することとするなど、いじめを受けた学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(いじめを行った学生への指導)

第17 いじめを行った学生への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導を行う。

(いじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者等への対応)

第18 教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた学生の保護者等といじめを行った学生の保護者等との間で争いが起きることのないよう、事実関係を聴取したら、まず迅速に双方の保護者等に連絡する。次に、事実に対する保護者等の理解や納得を得た上、本校と保護者等が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者等の協力を求めるとともに、保護者等に対する継続的な助言を行う。

(いじめが起きた集団への働きかけ)

第19 いじめを見ていた学生に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。また、はやしたてるなど同調していた学生に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(インターネット上のいじめへの対応)

第20 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、法務局又は地方法務局の協力により、インターネット接続業者に対して、違法な情報発信の停止や情報の削除を求めることができることについて、いじめを受けた学生及びその保護者等に説明する。

(機構への報告)

第21 いじめに関する機構への報告は、いじめの事実が確認された後「学生の重大事案等対応の手引き」(令和3年8月25日改定)に基づいて行う。

(所轄警察署との連携)

第22 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、速やかに所轄警察署と連携してこれに対処する。

2 学生の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(いじめを行った学生に対する措置)

第23 教育上必要があると認めるときは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第11条の規定及び本校懲戒基準に基づき、適切に、いじめを行った学生に対して懲戒を加え、当該学生の保護者等と連携して必要な指導を行う。

2 いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った学生が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(いじめの解消)

第24 いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努める。

(重大事態への対処)

第25 いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、並びにいじめにより学生が30日以上学校を欠席又は学籍上の身分異動を余儀なくされている疑いがあると認めるときは、当該事態を重大事態として対処する。

2 いじめを受けた学生の生命及び心身の保護を特に重要と捉え、重大事態の疑いが生じた時点で、機構へ速やかに報告し、機構の承認を得たうえ、質問票の使用その他の適切な方法により調査を開始し、随時その状況を機構に報告し、機構と対処方針を共有し十分に連携を図りながら迅速に対応する。

3 重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに組織を設け、

当該重大事態に係る事実関係を明確にすることにより、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者等に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する機構又は本校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。

- 4 学生及び保護者等から、いじめにより重大な被害が生じた、との申立てがあった場合、本校は、第25第1項に定める要件を明らかに満たしていないことが確認できる場合を除き、重大事態調査を行わなければならない。
- 5 重大事態調査は、特段の事情がある場合を除き、本校関係者や当該事案に係る学生及びその保護者等と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（以下「第三者」という。）を加えて組織的に行う。
- 6 前項にかかわらず、次の各号に該当する場合には、第三者を加えて、重大事態調査を行わなければならない。
 - 一 いじめを受けた学生が、自殺又は自殺が疑われる事態で死亡している場合
 - 二 当該事態の事実確認において、いじめを受けた学生といじめを行った学生の主張や証言に明確な食い違いがある場合
 - 三 いじめを受けた学生及びその保護者等が、これまでの経緯等から本校に不信感を抱いている場合
- 7 いじめを受けた学生及びその保護者等に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう事前説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- 8 重大事態調査を行う組織は、重大事態調査開始前に行われた、第14に基づき実施される、いじめ防止等対策委員会による事実確認の結果を、重大事態調査の結果の一部又は全部として扱うことができる。
- 9 学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、いじめを受けた学生及びその保護者等の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該対策に基づく当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。
- 10 重大事態調査の実施にあつては、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省策定、最終改訂令和6年8月）を参照する。
- 11 重大事態調査の結果を踏まえ、いじめの再発を防止するため、本計画の見直しその他の必要な取組を行い、その実施状況についていじめを受けた学生及びその保護者等に対する報告並びにホームページ等による公表を行う。
- 12 本校は、重大事態調査の結果をまとめた調査報告書を作成する。

（いじめの早期発見・事案対処マニュアルの策定）

第26 いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた「いじめの早期発見・事案対処マニュアル」を策定し、これを実施する。

【点検評価・検証・改善等】

(実効的なPDCAサイクルの確保並びに点検評価・検証・改善における留意事項)

第27 本計画に定める対策の実施状況及び当該対策の実施が、学生の視点・立場においていじめが起きにくい・いじめを許さない環境の形成等の成果を生じているかについて、PDCAサイクルに基づき、学生に対するアンケートの実施等によって適切に把握し、これを点検評価及び検証するとともに必要な改善のための措置を講じる。

2 前項の評価及び改善のための措置は、毎年度、機構へ報告するとともにホームページ等により公表する。

3 自ら点検評価を行う場合において、いじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの積極的な認知など実態の把握及びいじめに対する適切な情報共有、組織的な対応等が適切に行われるよう、いじめの防止等に関する適切かつ最大限の取組、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにする。

(文書の取扱い)

第28 いじめの防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、誤った廃棄等が行われることがないように、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、適切に取り扱うものとし、そのために必要な措置を講じる。

(ホームページ等による本計画の公表)

第29 本計画は、学生及び学生の保護者等への周知とともに、誰もがその内容を容易に確認できるようにするため、ホームページ等により公表する。

附 記

本計画は、令和2年7月1日から実施する。

附 記

本計画は、令和7年8月6日から施行し、令和7年4月1日から適用する。